2　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成25年３月29日から平成25年４月10日まで（土曜日及び日曜日を除く。）。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311 内線5480）
⑶　提出方法　⑵の受付場所に持参又は書留郵便により提出すること。
3　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと決定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年10月１日付け北海道開発局長。以下「平成24年10月１日付け公示」という。）１（工事区分及び業種区分）の（測量等）の業種区分について設計共同体としての資格があると決定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
③　北海道開発局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
④　平成24年10月１日付け公示４（測量等）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。
4　一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
3⑴②の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２により申請をすることができる。この場合においては、平成25年４月11日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）も、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の決定を受け、かつ指名されていなければならない。
設計共同体としての資格が決定されるためには、3⑴②の決定を受けていない構成員が3⑴②の決定を受けることが必要である。また、この場合において、3⑴②の決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに3⑴②の決定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。
5　資格審査結果の通知　資格審査の結果は、北海道開発局長から資格決定通知書により通知する。
6　競争参加資格の有効期間　５の設計共同体としての資格の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
⑴　発注業務の契約の相手となった者　競争参加資格が決定されたときから当該業務の完了払を受けたときまで
⑵　発注業務の契約の相手とならなかった者　競争参加資格が決定されたときから当該業務の契約が締結された日まで
7　資格審査申請書類
⑴　提出書類及び提出部数
①　競争参加資格審査申請書（設計共同体）１部
②　設計共同体協定書（副本）１部
⑵　申請書類の作成に用いる言語　申請書類は、日本語で作成すること。
⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#2
8　その他　設計共同体の名称は、「トンネル定期点検業務△△・××設計共同体」とする。

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局開発監理部が発注する橋梁診断業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成 25 年 3 月 29 日
北海道開発局長　関　　博之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
1　業務概要
⑴　業務名　橋梁診断業務
⑵　業務内容　北海道開発局管内の直轄国道に架設されている橋梁について診断を実施するものであり、具体的内容は次に示すとおりである。
①　橋梁診断　当該年度予定する898橋の定期点検橋梁の診断を行う。
②　橋梁管理カルテ　診断結果である対策区分判定について、「橋梁定期点検要領平成16年３月」様式１、10、11、への記載、橋梁管理カルテの更新を行う（定期点検898橋、第三者被害予防措置220橋、コンクリート橋の塩害に関する特定点検17橋）。
⑶　履行期限　平成26年３月20日
2　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成25年３月29日から平成25年４月10日まで（土曜日及び日曜日を除く。）。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311 内線5480）
⑶　提出方法　⑵の受付場所に持参又は書留郵便により提出すること。
3　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと決定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年10月１日付け北海道開発局長。以下「平成24年10月１日付け公示」という。）１（工事区分及び業種区分）の（測量等）の業種区分について設計共同体としての資格があると決定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
③　北海道開発局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
④　平成24年10月１日付け公示４（測量等）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。
4　一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
3⑴②の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２により申請をすることができる。この場合においては、平成25年４月11日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）も、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の決定を受け、かつ指名されていなければならない。
設計共同体としての資格が決定されるためには、3⑴②の決定を受けていない構成員が3⑴②の決定を受けることが必要である。また、この場合において、3⑴②の決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに3⑴②の決定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。
5　資格審査結果の通知　資格審査の結果は、北海道開発局長から資格決定通知書により通知する。
6　競争参加資格の有効期間　５の設計共同体としての資格の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
⑴　発注業務の契約の相手となった者　競争参加資格が決定されたときから当該業務の完了払を受けたときまで
⑵　発注業務の契約の相手とならなかった者　競争参加資格が決定されたときから当該業務の契約が締結された日まで
7　資格審査申請書類
⑴　提出書類及び提出部数
①　競争参加資格審査申請書（設計共同体）１部
②　設計共同体協定書（副本）１部